

2023年度後期事務職員研修

ステップアップ研修講義要項

愛知県弁護士会が実施している法律事務所事務職員向けのステップアップ研修について、2023年10月から実施する後期研修カリキュラムに基づいて、講義要項を作成しました。この講義要項では、講義の目的（受講生のみなさまに獲得していただきたいこと）をお知らせするとともに、主な講義項目を羅列していますので、受講申込に際して参考にいただければと存じます。

なお、講師によっては、この講義項目をさらに充実・発展させる内容であったり、あるいは別の視点からアプローチをされる場合がありますので、必ずしもこの項目どおり進行するというものではありませんので、あらかじめご了承ください。

	講義科目	参考図書
10月	債務者の財産状況の調査と債権執行手続Q&A	
11月	遺産分割事件の実務	・法律事務職員 基本研修テキスト⑩
12月	遺言と遺言執行の実務	・法律事務職員 基本研修テキスト⑩
1月	法人・事業者破産の申立実務	・事業者破産の申立て（愛知県弁護士会倒産法問題特別委員会）
2月	破産管財の実務	・法律事務職員 応用研修テキスト④ 「破産管財」

講義では上記の参考図書を引用することがあります。研修内容の理解向上のため、受講の際は持参されることをお勧めします。

- 『法律事務職員 基本研修テキスト⑩』『法律事務職員 応用研修テキスト④』（日本弁護士補助職協会〈JALAP〉編集）
→弁護士会館1階書店及び日本弁護士補助職協会（<http://jalap.jp/>）で購入することができます。
- 『事業者破産の申立て』（編集：愛知県弁護士会倒産法問題特別委員会、発行：愛知県弁護士協同組合）
→弁護士会協同組合で購入できます。

2023年9月 愛知県弁護士会業務改革委員会

ステップアップ研修「債務者の財産状況の調査と債権執行手続Q & A」(10月)

【講義の目的】

破産申立てや破産管財、相続事件等の実務において、債務者や被相続人の財産調査を行う場面は数多くあります。依頼者や破産者からの申告の他、関係者からのヒアリングによる情報収集を基本としつつ、様々な調査方法や資料から新たな財産を発見することもあります。

本講では、調査方法の紹介をはじめ、資料を読み解く視点などを解説していきます。

また、強制執行手続きの準備としての債務者の財産調査、債権執行の奏功のポイントなど実践的な内容と合わせてQ & A方式で解説していきます。

【主な講義項目】

1 財産調査

依頼者の財産調査に関するQ & A、相手方の財産調査に関するQ & A

2 債権執行

債権執行手続におけるQ & A、財産開示手続におけるQ & A

ステップアップ研修「遺産分割事件の実務」(11月)

【講義の目的】

相続分野の法律相談は数多く、弁護士は相談者の実情に応じた法的アドバイスをするとともに、事案によっては相続事件として受任し、依頼者の利益に沿った適切な手続を進めていくことになります。

本講では、相続事件の端緒となる相続人の確定や相続財産の調査、財産目録の作成などの実務を踏まえ、遺産分割手続を選択する場合の処理について、相談・受任から遺産分割後の実務まで一連の流れに沿って解説します。

【主な講義項目】

1 相続事件の相談と受任

手続選択、分割方法

2 相続人の確定に関する実務

戸籍収集の範囲、法定相続情報証明制度、遺産分割協議の当事者の確定

3 遺産目録の作成

相続財産の範囲、相続財産の種類、資料の収集と財産の評価

4 遺産分割手続の選択

遺産分割協議、遺産分割調停、遺産分割審判

5 遺産分割後の事務

ステップアップ研修「遺言と遺言執行の実務」（12月）

【講義の目的】

相続案件では遺産分割と並んで遺言をめぐる相談も多いと思われます。弁護士は適切なアドバイスをすることはもちろんのこと、事案によっては遺言書作成段階から関与し、その後遺言執行者に就任して執行手続きを進めていくこともあります。

本講では、まず、遺言に関する基本的な実務知識を押さえ、その中核となる遺言書作成実務について解説します。後半は、遺言執行について、遺言執行者として必要な要点を踏まえながら、執行手続の一連の流れに沿って解説します。

【主な講義項目】

- 1 遺言制度
遺言能力、遺言の方式
- 2 遺言書の作成
法定遺言事項、遺留分、付言事項、作成方式（自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言）
- 3 遺言の効力、遺言の無効、撤回・取消し、遺贈
- 4 遺言書の検認
- 5 遺言執行
遺言執行者、遺言執行の流れ、遺言執行の完了

ステップアップ研修「法人・事業者破産の申立実務」（1月）

【講義の目的】

法人・事業者の破産申立後は、原則として破産管財人による処理が予定されております。したがって、申立ての準備段階においても、これに備えておくことが重要で、開始決定後の破産管財業務の概要や特徴を理解しておくようにしましょう。また、受任後の初動処理は、財産の保全、従業員の手当など、緊急かつ適切に処理すべき課題が多数あり、申立代理人の役割は大変重要です。破産管財人に適切に業務を引き継ぐことを念頭に、申立代理人としてなすべき業務を確認していきましょう。

【主な講義項目】

- 1 名古屋地方裁判所における破産申立事件の取扱い
- 2 手続きの選択
- 3 申立代理人の役割
- 4 受任通知発送までに検討すべき事項
- 5 従業員対応
- 6 不動産・動産・債権の処理、現金・高価品の保管
- 7 破産管財人への引継ぎ
- 8 申立書式とその解説

ステップアップ研修「破産管財の実務」（2月）

【講義の目的】

破産管財手続は、破産管財人に選任された弁護士が裁判所と協議の上、処理を進めていきます。事務職員は破産管財人の補助者として、事務処理に関与していくこととなりますので、管財手続の全体像や、基本的な流れを理解しておくことが重要です。本講では、事務職員が押さえておきたい管財実務の基礎知識とともに、名古屋地方裁判所の運用を紹介しつつ、事務職員が関わることが多い実務分野を取り上げて解説します。

【主な講義項目】

- 1 破産管財人の役割
- 2 通常管財事件と少額管財事件
- 3 破産管財人就任前後の事務
- 4 自由財産拡張申立てへの対応
- 5 財産の換価・回収手続
- 6 債権調査手続
- 7 債権者集会
- 8 配当手続
- 9 破産管財手続の終了
- 10 免責調査